

砂川市スクールバス緊急対応マニュアル(Ver. 1)

(素案)

(修正版12月20日時点)

※内容変更箇所 5ページ

砂川市教育委員会学校再編課学校再編係

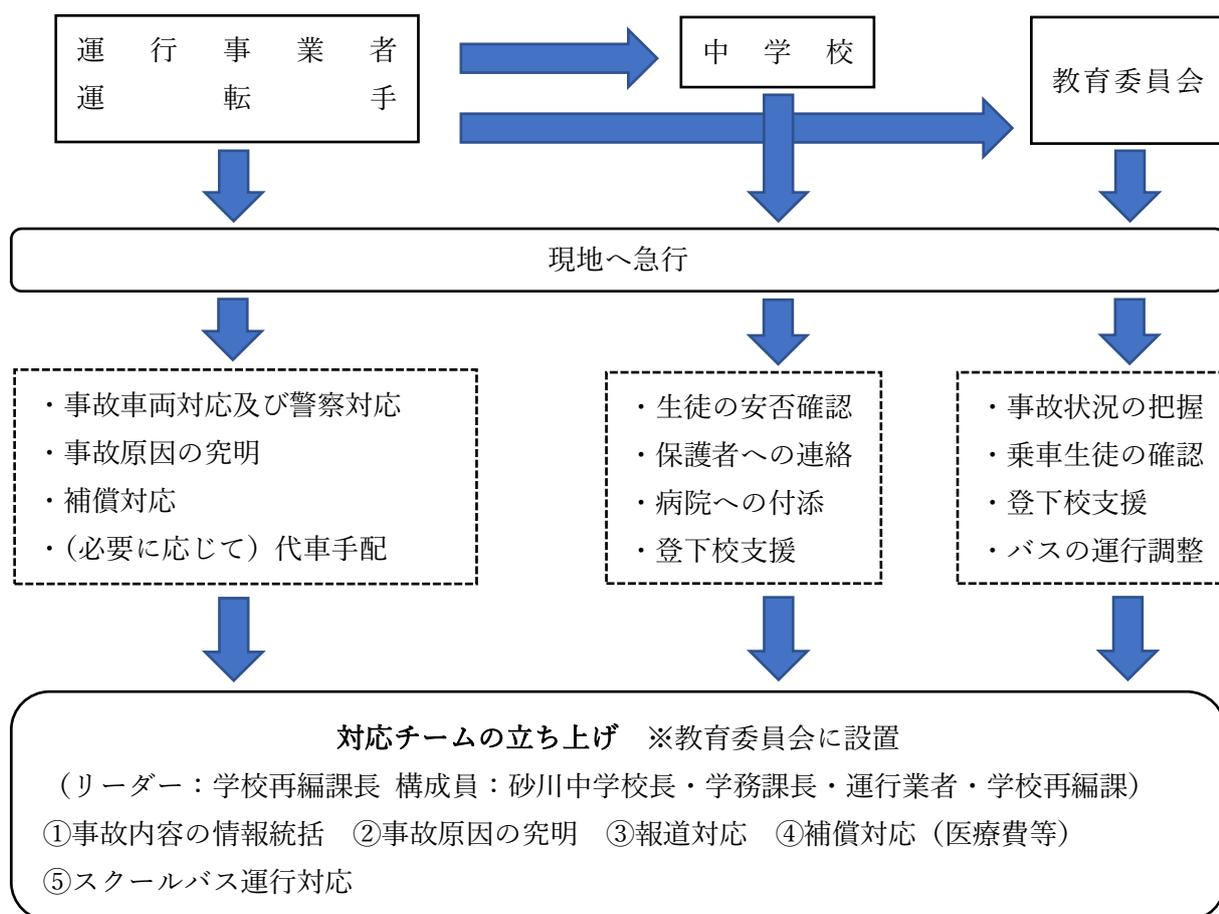
(令和5年度版)

1. スクールバス緊急対応マニュアルについて

スクールバスを利用する生徒の安全確保のため、事故などのトラブルが発生した場合には、生徒の安全を最優先しつつ、スクールバスの運行に携わる教育委員会、運行事業者、中学校の3者が連携して、生徒の安全確保と、救護などの対応に迅速に取り組む必要があるため、本紙のとおり「砂川市スクールバス緊急対応マニュアル」を定め、緊急時の対応に備えることといたしますのでご留意願います。

2. 緊急時の連絡体制

(1) 事故発生の場合



<運転手の役割>

- ・乗車生徒の怪我の有無について確認、必要に応じて119番へ救急通報。
- ・車両の状況に応じて避難誘導。
- ・運行业者へ連絡。

<運行业者の役割>

- ・運転手から状況を聞き取った後、中学校、教育委員会へ連絡。
- ・事故車両の対応及び警察対応。
- ・事故原因の究明及び報告。
- ・補償対応。

- ・スクールバスの運行調整。(必要に応じて代車の手配)

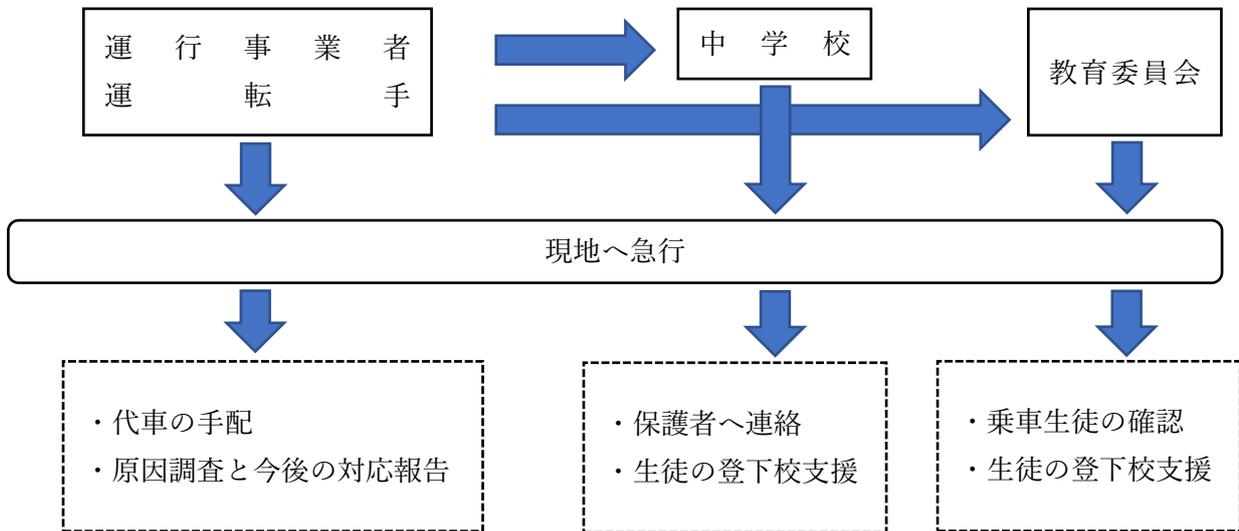
<中学校の役割>

- ・生徒の安否を確認し、保護者への連絡を行う。
- ・状況に応じて、病院への付添の派遣。
- ・登下校又は学校に戻るための支援。

<教育委員会の役割>

- ・事故状況の把握。
- ・乗車生徒を確認し、学校へ共有。
- ・登下校又は学校に戻るための支援。
- ・運行業者と連携し、スクールバスの運行調整。

(2) 車両のトラブルにより運行不能となった場合(車両火災の恐れがある場合)



<運転手の役割>

- ・異常を感知した時は、ハザードランプを点灯させ、他の交通に支障のないよう直ちに空き地または路肩に停車する。
- ・異常を点検する際は、火災が発生しているかどうかを確認し、故障がある場合は、燃料・オイルが漏れていないか、電気系統の異常等による火災の恐れがないか確認する。
- ・運転手は状況説明をし、生徒は運転手の指示に従うよう徹底する。
- ・車外への脱出を試みる前に周りに異常を周知するため、停止表示器材等を設置する。
- ・火災が起きている場合は燃焼部位に近い生徒、起きていない場合は脱出口に近い児童生徒から脱出させる。火災時の避難は、ハンカチなどで口をおおい、煙を吸わないように避難させる。
- ・運転手は車外への脱出後は車内に残った生徒がいらないか再確認をし、生徒を車線外に誘導する。
- ・生徒の安全を確認した後、状況に応じて初期消火に当たる。
- ・生徒の安全確保及び初期消火終了、110番、119番通報をする。
- ・警察及び消防への通報後、運行業者へ連絡する。

<運行事業者の役割>

- ・運転手から状況を聞き取った後、中学校、教育委員会へ連絡
- ・状況に応じて、代車の手配。
- ・車両トラブルの原因調査と今後の対応報告。

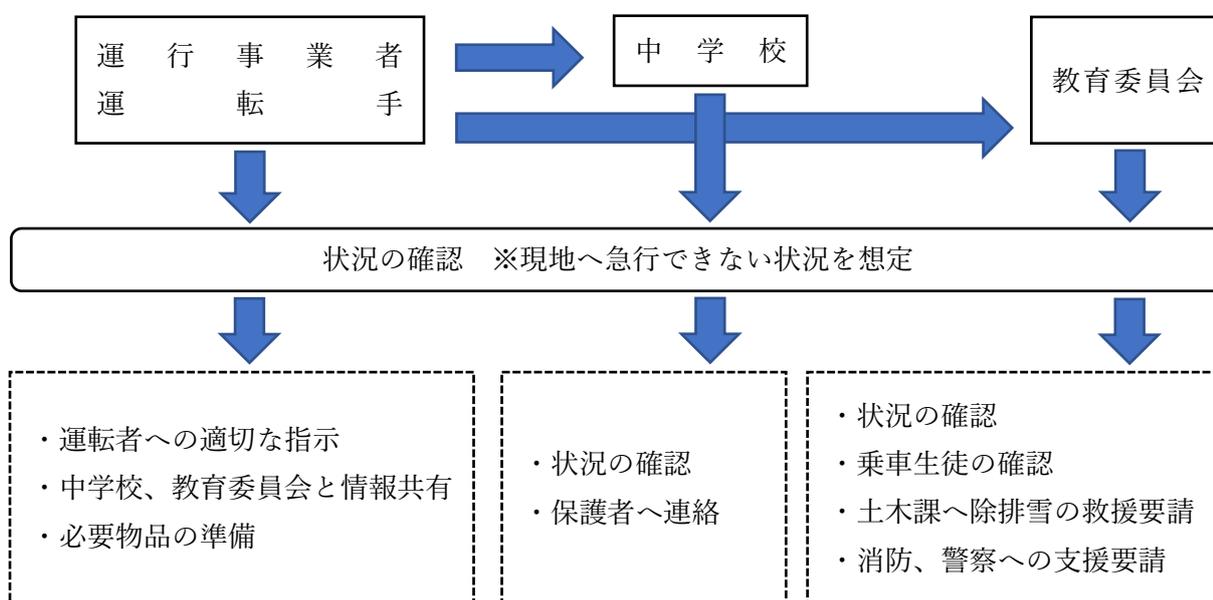
<中学校の役割>

- ・状況を整理し、保護者へ連絡する。
- ・現地へ急行し、生徒の登下校支援にあたる。

<教育委員会の役割>

- ・乗車生徒の確認及び学校へ共有。
- ・現地へ急行し、生徒の登下校支援にあたる。

(3) 悪天候（暴風雪・大雨など）により送迎途中で運行不能となった場合



<運転手の役割>

- ・道路の見通しが困難になった時点で速やかに運行を取りやめ、停車し、運行業者に連絡する。
- ・救援が到着するまでの間、生徒の安全確保に留意する。

<運行業者の役割>

- ・救助までの間、運転手に適切な指示を行う。
- ・中学校及び教育委員会へ連絡。
- ・冬期間は車内に除雪道具及び防寒具（運転手用）を備え付け、非常時に車外での活動ができるように準備しておくこと。

<中学校の対応>

- ・状況の確認。
- ・保護者へ連絡。

<教育委員会の役割>

- ・状況の確認。

- ・乗車生徒の確認。
- ・運行業者からの報告に基づき、土木課と対応の協議、併せて防災対策係へ連絡。
- ・関係部署と協議の結果、救助要請が必要な場合は、消防、警察へ連絡をし、運行事業者、中学校へ救助要請をした旨連絡。

(4) 悪天候（暴風雪・大雨など）により送迎前に運行不能となった場合

【臨時休校の場合】

＜中学校の役割＞

- ①当日の朝〇時〇分までに学校長判断。
- ②教育委員会、保護者へ連絡。

＜教育委員会の役割＞

- ①運行事業者へ連絡

【道路状況により運行できない場合】

＜運行事業者＞

- ①運行ができないことを中学校、教育委員会へ連絡

＜中学校の役割＞

- ①教育委員会と協議し、対応策を協議。
- ②保護者へ連絡。

＜教育委員会＞

- ①中学校と協議し、対応策を協議。
- ②土木課と情報共有。

(5) 地震（震度6以上）

- 1 学校生活中は、原則として、スクールバスは運行せず、学校で保護者に生徒の引き渡しをすること。
 - 2 登校中の場合は、新たな乗車を打ち切り、スクールバスは学校へ直行する。乗車している生徒は、学校で保護者に引渡しをすること。指定停留所で乗車待ちしている生徒は、直ちに帰宅し、その後、学校に連絡をすること。
 - 3 下校中は、スクールバスは可能な限り運行を続けること。
 - 4 登下校中、スクールバスの運行が困難な場合は最寄りの安全な場所で待機し、運行業者、教育委員会、中学校と連絡をとって対応すること。
 - 5 在宅中（登校前）に発生した場合、学校は原則として休校になる。保護者は学校から連絡があるまで、登校させないこと。
- ※ 震度5以下の場合でも、大きな被害がでている場合は、基本的には上記の各項目に準じて対応をすること。

(6) その他の災害の場合

- ・地割れ、土砂崩れ等により運行が困難となった場合、運転者はスクールバスを安全な場所に停車し、

生徒を落ち着かせ、停車位置、車内の状況を運行業者へ報告、運行業者は中学校及び教育委員会へ連絡する。

(7) ミサイル発射に伴う警報（Jアラート情報）発令時の場合

- ・スクールバス運行中、Jアラート等から緊急情報が発信された場合には、生徒の安全確保を最優先とし、バスの運行は一時中断し、直ちに避難行動を開始すること。
- ・通常はスクールバスの燃料に引火する恐れがあるため、バスを停車し、できれば頑丈な建物への避難が望ましいが、近くになければそれ以外の建物に避難すること。また、近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守るよう生徒に指示すること。
- ・運行事業者、教育委員会、中学校と連携し、必要な措置を運転者に指示すること。

緊急連絡先一覧

○中学校

学校名	電 話	担当者
砂川中学校	0125-52-4207	教頭

○教育委員会

所 属	電 話	担当者
教育委員会 学校再編課学校再編係	0125-74-4313	学校再編係

○運行事業者

機 関	電 話	担当者

○緊急通報先

機 関	電 話	備考
滝川警察署 砂川警察庁舎	0125-24-0110	
砂川消防本部・消防署	0125-54-2196	

○関係部署

機 関	電 話	備 考
土木課維持係	0125-74-8749	市道に関すること
総務課防災対策係	0125-74-8765	災害対策に関すること